

## 【04】 違反要件総論② 反競争性

2017-04-18

- 時間切れ補足
  - 東宝スバル
  - 「競争関係」「競争者」「水平」「垂直」
  - 保護に値する需要者
  - 市場の2層構造に関する前回末尾の記述
- 復習課題
  - 志賀高原スキー場の市場画定
- 市場概念・市場画定の確認
- 
- 反競争性の具体的基準
  - 単独行動による反競争性と 協調的行動による反競争性
    - 企業結合の場合は、企業結合後の単独・協調
    - 企業結合ガイドライン → 記述の重なり
    - 2分法に対する疑問
      - 経済学理論と法的基準
    - 公取委の企業結合審査結果の例
      - 平成23年企業結合事例2（新日本製鐵・住友金属工業）
      - 平成26年度企業結合事例3（王子ホールディングス・中越パルプ工業）
      - 平成28年度企業結合事例●（石油会社並行的企業結合）
  - 牽制力の無有
    - 能力と意欲
    - 考慮要素
      - 内発的牽制力
        - 体系化の遅れ
        - 非企業結合事例 →各論（非HC）で。
        - 企業結合事例
          - 例：新日鐵・住金「H形鋼」33-34, 34-35
          - 応用例：平成27年度企業結合事例1（日本製紙・特種東海製紙）11, 12-13
      - 他の供給者による牽制力
        - （企業結合ガイドライン第4の2（1）～（4）は全てこれ）
        - 供給余力
        - 協調的行動の起こりやすさ
          - 王子・中越12-13頁

- - [用語] 一匹狼 (maverick)
  - 需要者による牽制力
  - その他の牽制力
    - 後述の「新幹線・飛行機問題」はこの例
- 事例
  - 新日鐵・住金「鋼矢板」「熱延鋼板」「H形鋼」
  - 王子・中越
- 市場画定と反競争性の総合的理解
  - 解決される疑問の例
    - 「隣接市場からの競争圧力」は市場画定の問題ではないのか？
    - 市場画定はそもそも不要では（市場画定不要論）？
    - 新日鐵・住金で当事会社はなぜ狭い市場画定で満足したのか？
    - 「供給の代替性」って何？
  - 「市場画定」と「反競争性の成否の判断」は、かなり重なっている
    - 市場画定不要論は一面の真理を突いている
  - プロセスとしての法的判断
    - （終結済みの判決等を読むという通常の法学勉強では気付きにくい）
    - 大量の問題なし事案に対し早期にクリアランス
      - HHIを用いたセーフハーバー（企業結合ガイドライン18頁）
      - →HHIの算出には市場画定が必要
      - →細かい点を捨象し大雑把な市場画定を先行。
    - 詳細審査において「反競争性の成否の判断」。市場画定で捨象した点も考慮。
    - 終結後の作文（審査結果→平成〇〇年度企業結合事例〇）では、上記のような大雑把な市場画定も含め、最後に同時に判断したかのように記述。
  - 供給の代替性
    - 「反競争性の成否の判断」で「参入」の問題とすればよい要素を「市場画定」で盛り込もうとする考え方
      - 早めにクリアランスを得たい企業のための理論（のはず）
        - EUが市場画定の問題としているので日本も企業結合ガイドラインに取入れ（→丸暗記の対象に）
    - 変容
      - 例：王子・中越14頁
        - 「市場画定はプロセスとしての法的判断の中間段階」と通底
      - 1つにまとめることを認める事例もある
        - 同様の状況にある市場を1つにまとめて審査を簡素化させるための理論
- 新幹線・飛行機問題